

山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山口市立小郡図書館（以下「小郡図書館」という。）の施設のうち、団体室・多目的室・会議室（以下「団体室等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲)

第2条 団体室等は、次の用途に供するものとする。

- (1) 小郡図書館が行う活動のための利用
- (2) 第4条に規定する団体の活動のための利用
- (3) 閲覧室としての利用

(利用時間)

第3条 団体室等の利用時間は、小郡図書館の開館時間中に限るものとし、次の各号に規定する時間区分による。ただし、小郡図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 第1区分 午前10時から午後0時30分まで
- (2) 第2区分 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 第3区分 午後5時から午後7時まで

※土曜、日曜日は、午後4時30分まで

(利用団体)

第4条 団体室等を利用できる団体（以下「利用団体」という。）は、山口市に在住・通勤・通学する者が半数以上を占める5人以上で構成される団体で、館長が次のいずれかに該当するものと認定した団体とする。

- (1) 団体の活動が図書館支援にあたるもの
- (2) 団体の活動が読書の推進にあたるもの

(利用団体の登録)

第5条 団体室等の利用を希望する団体の代表者は、小郡図書館団体室等利用団体登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて館長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又は当該団体の活動内容を明記したもの
- (2) 団体の構成員の名簿（内容確認後に返却）

2 継続して利用団体の登録を希望する団体は、3年ごとに再登録の手続を行うものとする。

3 登録内容に変更が生じたときは、ただちに館長に届け出なければならない。

(登録の承認等)

第6条 館長は、前条の規定による登録申請書が提出された場合、速やかに内容を審査し、利用団体として登録することを承認したときは、小郡図書館団体室等利用団体登録承認通知書（別記様式第2号）により通知するとともに、小郡図書館団体室等利用団体登録台帳（別記様式第3号）に登載する。

2 館長は、第4条に規定する団体と認めない場合は、利用団体の登録申請を不承認と決定し、その理由を付して小郡図書館団体室等利用団体登録不承認通知書（別記様式第4号）により通知する。

（利用の申込）

第7条 前条第1項の規定により、利用団体の登録を承認された団体（以下「登録団体」という。）が団体室等を利用する場合は、小郡図書館団体室等利用申請書（別記様式第5号。以下「利用申請書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による利用申請書は、利用する日の30日前から前日までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めたときは、当該期間外においても利用の申請を行うことができる。

（利用の許可）

第8条 館長は、前条第1項の規定による利用申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、団体室等の利用を許可したときには、申請者に小郡図書館団体室等利用許可書（別記様式第6号）を交付するものとする。

（利用許可の取消の届出）

第9条 登録団体は、前条の規定により許可を受けた利用を取り消すときは、館長に届け出なければならない。

（利用許可の取消）

第10条 館長は、利用許可を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当し、又は該当すると認められる場合は、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用の目的又は条件に違反したとき。

(2) 災害、工事等により施設の利用ができなくなったとき。

(3) 前各号のほか、館長が利用の内容を不相当と認めたとき。

2 前項の規定に基づき利用許可の取消を決定した場合は、登録団体に小郡図書館団体室等利用取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（免責）

第11条 前条の規定により登録団体はその利用を停止され、もしくは許可を取り消されたことにより、当該登録団体に損害が生じても館長はその責を負わない。

（権利の譲渡）

第12条 登録団体は、団体室等利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者の遵守事項）

第13条 団体室等の利用者は、次に定める事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、災害の防止に万全を期すこと。

(2) ペット類、危険物及び危険の恐れのあるものを持ち込まないこと。

(3) 他の図書館利用者の迷惑になることをしないこと。

(4) 団体室等の利用を終了した場合には、原状に回復し、小郡図書館団体室等利用終了報告書（別記様式第8号）を提出すること。

(5) 前各号のほか、職員の指示に従うこと。

(損害賠償義務)

第14条 登録団体は、故意又は過失により団体室等の設備又は備品を汚損、破損又は滅失した場合、館長に報告のうえ、原状に回復しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

小郡図書館団体室等利用団体登録申請書

年 月 日

山口市立小郡図書館長 様

団体名
代表者
住 所
電 話

下記の活動を行うため、山口市立小郡図書館団体室等の利用団体として登録したく、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

活動内容	
構 成 員	山口市内 人 山口市外 人 計 人 (うち、山口市内通勤・通学者 人)

※ 添付書類

- 1 団体の規約又は当該団体の活動内容を明記したもの
- 2 団体の構成員の名簿（内容確認後に返却いたします。）

図書館使用欄

受付年月日	年 月 日
小郡図書館長の意見	
承認年月日	
通知年月日	
担 当	

第 号
年 月 日

小郡図書館団体室等利用団体登録承認通知書

団体名
代表者 様

山口市立小郡図書館長

年 月 日付けで申請のありました山口市立小郡図書館の団体室等利用団体登録は、これを承認しましたので山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第6条の規定に基づき通知します。

なお、利用に当たっては、別途「団体室等利用申込書」を提出するとともに、下記の事項にご留意願います。

記

1 利用時間

利用日及び利用時間は、小郡図書館の開館日及び開館時間とし、次の区分によります。

- (1) 第1区分 午前10時から午後0時30分まで
- (2) 第2区分 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 第3区分 午後5時から午後7時まで

※ 土曜、日曜日は、午後4時30分まで

2 利用上の注意

利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 火災、盗難、災害の防止に万全を期すこと。
- (2) ペット類、危険物及び危険の恐れのあるものを持ち込まないこと。
- (3) 他の図書館利用者の迷惑になることをしないこと。
- (4) 団体室等利用終了後は、原状に回復し、利用終了報告書を提出すること。
- (5) その他、小郡図書館職員の指示に従うこと。

3 利用の停止等

利用の許可をした後、次の事項に該当し、又は該当すると小郡図書館長が認める場合は、利用を停止し、又は利用許可を取消す場合があります。

- (1) 利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 災害・工事等により施設の利用ができなくなったとき。
- (3) 前各号のほか、小郡図書館長が利用の内容を不相当と認めたとき。

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

小郡図書館団体室等利用団体登録不承認通知書

団体名
代表者 様

山口市立小郡図書館長

年 月 日付けで登録申請のありました山口市立小郡図書館の団体室等利用団体登録は、下記の理由により不承認と決定しましたので、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

1 承認しない理由

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

小郡図書館団体室等利用申請書

年 月 日

山口市立小郡図書館長 様

団体名
申込者
住 所
電 話

下記のとおり、小郡図書館団体室等を利用したいので、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第 7 条の規定に基づき申請します。

記

利用日	年 月 日 ()
利用施設	<input type="checkbox"/> 団体室 <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 会議室
利用時間	<input type="checkbox"/> 第 1 区分 午前 10 時～午後 0 時 30 分
	<input type="checkbox"/> 第 2 区分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
	<input type="checkbox"/> 第 3 区分 午後 5 時～午後 7 時 ※土曜、日曜日は、利用不可
利用目的	
利用人数	
備 考	

図書館使用欄

館長印	備考
受付者印	

小郡図書館団体室等利用許可書

団体名
申込者 様

山口市立小郡図書館長

年 月 日付で利用申請のありました下記日時の小郡図書館団体室等の利用を許可しましたので、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第 8 条の規定に基づき許可書を交付します。

記

利用日	年 月 日 ()
利用施設	<input type="checkbox"/> 団体室 <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 会議室
利用時間	<input type="checkbox"/> 第 1 区分 午前 10 時～午後 0 時 30 分
	<input type="checkbox"/> 第 2 区分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
	<input type="checkbox"/> 第 3 区分 午後 5 時～午後 7 時
利用目的	
利用人数	人
備考	

※ 利用上の注意

利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 火災、盗難、災害の防止に万全を期すこと。
- (2) ペット類、危険物及び危険の恐れのあるものを持ち込まないこと。
- (3) 他の図書館利用者の迷惑になることをしないこと。
- (4) 団体室等利用終了後は、原状に回復し、利用終了報告書を提出すること。
- (5) その他、小郡図書館職員の指示に従うこと。

別記様式第 7 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

小郡図書館団体室等利用取消通知書

団体名
代表者 様

山口市立小郡図書館長

年 月 日付けで許可しました小郡図書館団体室等の利用は、下記の理由により利用を取り消したので、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

記

1 利用取り消しの理由

別記様式第 8 号（第 13 条関係）

小郡図書館団体室等利用終了報告書

小郡図書館団体室等の利用が終了したので、山口市立小郡図書館団体室・多目的室・会議室の利用に関する要綱第 13 条の規定に基づき報告します。

団体名		報告者	
利用施設	<input type="checkbox"/> 団体室 <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 会議室		
利用日	年 月 日（ ）	利用人数	人
利用時間	<input type="checkbox"/> 午前 ・ <input type="checkbox"/> 午後 時 分 ～ 時 分		
確認の内容	<input type="checkbox"/> 原状回復（机、椅子、ホワイトボード、演台等の整理・整頓）		
	<input type="checkbox"/> 扉の施錠確認		
	<input type="checkbox"/> 窓の施錠確認		
	<input type="checkbox"/> 消灯		
備考			